

外国人実習雇用士会 会員会則

第1条（名称）

本会は、外国人実習雇用士会と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、一般社団法人日本アジア人財協会の事務所内におく。

第3条（目的）

本会は、外国人材に関する法律の改正などの重要な情報を提供・共有し、外国人材に関する適正な知識の普及を図ることにより、外国人との協働を通してわが国の経済の発展に資することを目的とする。

第4条（入会）

会員は、外国人実習雇用士検定に合格した者、または同等の識見があると、一般社団法人日本アジア人財協会の理事会（以下「理事会」という）が認めた者であり、本会の目的に賛同し、所定の手続きを経た者とする。

第5条（退会）

会員は事務局に申し出ることにより退会することができる。退会の申し出がない場合で、次の各号に該当したときは、事務局は退会したものと看做することができる。

- （1）会員が死亡したとき
- （2）会費を3ヶ月以上滞納したとき
- （3）会員の所在が6ヶ月以上不明のとき

第6条（除名）

会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会において、3分の2以上の議決にもとづき除名される場合がある。ただし、その会員に対し、議決の前に文書による弁明の機会が与えられる。なお、除名の場合、会費の返納はされない。

- （1）本会則に違反したとき
- （2）本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- （3）会員登録時の申告内容に虚偽の事実が発覚したとき
- （4）その他会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

第7条（サービスの享受）

会員は本会の提供するサービスを享受することができる。サービスは上記第3条（目的）に記載されている以外に専門家集団としての外国人実習雇用士会の広報を実施する。

第8条（サービスの提供停止）

会員は次の場合に、本会の提供するサービスを受ける権利が停止される。継続的なサービスの提供を受けている場合においてはサービスの途中においても停止される。

- （1）退会を申し出て、退会時期が到来したとき

(2) 3年毎の外国人実習雇用士の更新をしなかったとき

(3) 除名処分を受けたとき

(4) 会費が未納のとき

第9条（会費）

会員の年会費は6,000円(+消費税)とする。

第10条（会費の支払い）

会費の支払いは次の通りとする。

(1) 年会費の納入締め切りは、合格者及び会員に通知するものとする。

ただし、理事会決議を経て理事長が特定の条件が必要と認めた場合は、この限りではない。

(2) 一旦納入された会費の返金には一切応じない。

第11条（規約の改正）

本会則の改正は理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附則 この会則は令和2年2月15日から施行する。

附則 一部改正 令和3年3月25日 同日施行